

建設キャリアアップシステムニュース 第68号

東京土建一般労働組合 CCUS推進室

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度(「基礎情報」について)

施工能力の「見える化」とは何か(1)

施工能力の「見える化」 評価制度の基準は？

CCUSの活用は大きく二つの分野があり、ひとつは、2019年度に具体化が始まり、技能者能力のレベル評価に連動した賃金などの処遇改善の課題です。

もう一つが工事企業の「見える化」で、人を大切に育て、施工能力の高い工事企業が正しく評価され、選ばれる環境をつくることで、施工能力を問わずに競争し受注する問題を排除する課題です。「見える化」に向け20年度に評価制度の方向が決まりました。[職域]

◆「施工能力」の評価内容と料金

「見える化」評価の内容は、「共通評価内容」と評価実施機関ごとに定める「選択評価内容」

から構成されます(次号以降で紹介)。

(1)「共通評価内容」「選択評価内容」で設定

国交省の制度の「ガイドライン」で示された、「見える化評価の項目及び共通評価内容」と「選択評価内容の例」を参考に職種ごとに評価機関が設定することになります。

(2)料金設定はこれから

CCUSを登録した事業者が評価機関(「建築大工」は全建総連と関係団体で構成される団体の予定)評価を申請することとなります。

手数料は建築大工(工務店評価)では内容や事務量を勘案し、1回(有効期間は1年)あたり5千~1万円程度を基本とされます。

◆3つの評価基準の項目

評価基準項目は、3つ[基礎情報、施工能

見える化評価の項目及び共通評価内容(基礎情報)

項目区分	評価内容	評価方法	詳細内容	確認方法
基礎情報	建設業許可の有無	2段階評価	建設業許可の有無	CCUS
	建設業の許可年数	4段階評価	建設業の許可年数	別途申請
	財務状況等	4段階評価	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高(完成工事高)のデータにより財務評価を行う。	CCUS
	取引先	必須記載項目	-	CCUS
	社員数	必須記載項目	-	別途申請
	団体加入	2段階評価	団体加入の有無	別途申請

基礎情報

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	

配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
25	無	30年未満	500万円未満	2億円未満	無
50		30年以上40年未満	500万円以上1000万円未満	2億円以上6億円未満	
75		40年以上50年未満	1000万円以上3000万円未満	6億円以上15億円未満	
100	有	50年以上	3000万円以上	15億円以上	有
	CCUS	別途申請	CCUS	CCUS	別途申請

力、コンプライアンス(法令順守)]で、評価を3項目ごとに☆4つまでで行い、評価申請をした事業者の5%程度が「☆1つ」「☆2つ」、多くは「☆3つ」「☆4つ」となるよう設定される(「建築大工」の場合) 予定です。「共通評価内容」の「基礎情報」の考え方の詳細は次の通り。

◆「基礎情報」

許可有する個人事業組合員で大きな問題がなければ、「☆3つ」以上に設定。

(1)評価内容

①建設業許可

・許可の有無(2段階評価)

「有」100点、「無」25点。許可無しでもCCUSに登録した事業者なので配点があります。

・許可年数(4段階評価)

「50年以上」100点で、「50年未満」「40年未満」「30年未満」の4段階。百年以上の歴史のある企業が優遇されるのではなく、個人事業者でも25点配点される内容です。

②資本金(4段階評価)

「3千万円以上」100点、「3千万円未満」「1千万円未満」「5百万円未満」の4段階。個人企業も25点配点で、3千万円で区切り大資本の配点が高くない工夫がされています。

③完成工事高(4段階評価)

「15億円以上」100点、「15億円未満」「6億円未満」「2億円未満」の4段階。小工事中心の個人事業者も25点あり。

④団体加入(2段階評価)

「有」100点、「無」25点です。

(2)内容の確認方法

「基礎情報」となっている社員数、取引先の内容は「施工能力」の評価で必要となります。

許可の有無、売上高(財務状況)、取引先はCCUS情報を活用します。許可年数、社員数、団体加入は「見える化評価申請書」に記載することとなります。

財務状況は決算書の添付の案がありましたが、零細な財務状況でも有能な施工をする個人事業者も少なくないことが配慮され、また、実務負担を軽減するためにもCCUSに登

録された資本金と工事高の情報を活用します。

(3)評価の計算

「基礎情報」の評価計算は、誠実に事業をしている個人事業者で、許可を持っていて、全建総連(東京土建)の組合員であれば、平均点50点以上・星3つ(☆☆☆)となるしくみになっています。許可無しだと「☆2つ」のため許可業者となれるよう経営努力をめざすこととなり、組合も許可取得のため経営と実務要件を整えるため資格取得や税金申告の取り組みが重要となります。

(例)許可有で売上数百万円の個人事業者の場合

許可「有」……………100点

許可年数「30年未満」…25点

資本金「個人」……………25点

工事高「2億円未満」……25点

団体加入「有」……………100点

$(100+25+25+25+100)/5=55 \rightarrow \text{☆☆☆}$

「特定技能」外国人受入事業で全建総連がJACに加入

2月28日の閣議決定で、新たな在留資格「特定技能」外国人の建築分野での受け入れ可能職種について、「建築大工」職種を含む7職種(とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工)が追加され、18職種(従来の11職種:型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ/表装)となりました。

事業主が「特定技能」外国人を受け入れるためにはCCUSに登録し、「特定技能」外国人受入事業等を行う「建設技能人材機構(JAC)」の賛助会員となるか「正会員団体の会員である」こと必要です。

JAC加入の手続きをすすめていた全建総連が、4月1日付けで正会員団体での加入が承認され、これより組合員の事業者は、賛助会員とならずとも「特定技能」外国人の受け入れが可能となります。現在、受け入れ事業を軌道にのせるため職種毎の試験作成などのルール整備がすすめられています。

「建築大工」については全建総連など関係団体で特定技能建築大工推進協議会を立ち上げ、受け入れに必要な事項の整備が進められています。また、全建総連は「建築大工」以外の職種の受け入れについても2020年度中に検討・整備を進めるとしています。[賃対、技対]

本国への帰国が困難な技能実習生について

新型コロナウイルス感染症の影響により本国への帰国が困難な方は、「短期滞在(90日・就労不可)」又は「特定活動(3カ月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

【問合せ先】東京出入国在留管理局